

庄内町告示第56号

令和7年度庄内町元気な農業応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町元気な農業応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の元気な農業づくりを応援し、農産物の産地化及びブランド化を図るため、需要に応じた米生産を行う団体に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町元気な農業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。次条において「実施要綱」という。）第2の2(2)の規定により組織する庄内町農業再生協議会における需要に応じた作物の生産方針等（以下この条において「生産方針等」という。）を作成する団体（以下この条及び次条において「方針作成者」という。）とする。ただし、当該方針作成者が作成する生産方針等に参画する経営体の主食用米の作付面積が、生産の目安の面積を超える場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、方針作成者が令和7年4月1日から令和8年3月15日までの期間に実施した活動に係る次に掲げるものとする。

- (1) 農産物の産地化又はブランド化を図るため、産地として品質又は生産規模を確保するための作付拡大又は品質向上を目指した活動に要する経費のうち、次に掲げるもの
イ 共同で使用する機械、施設等の導入又は整備に係る経費（維持修繕を除く。）
ロ 出荷量の増大や品質向上のために、同一品種の作物の圃場を実施する作業等における原材料に係る経費
ハ 新技術又は農産物被害対策の研究、実証等の費用
- (2) 農産物の販売促進活動のために要する経費のうち、交通費、資料作成費用及びイベント出店費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施要綱に基づき、庄内町農業再生協議会が策定する庄内町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンを実現するために、町長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、複数戸の経営体の参画とならない活動の経費は、補助対象経費としない。ただし、法人については、複数戸の経営体とみなすことができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 活動に参画した経営体の名簿
- (4) 補助対象経費に係る費用明細書及び領収書等の支払を証明する書類の写し

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 実施区域等の明細

活動の実施の 地域又は箇所	参画経営体の戸数 又は法人数	補助金交付申請額	摘 要
		円	

2 取組内容

区 分	内 容

3 取組の効果

--

4 目標（実績）

--

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類 事業実績書には、活動に参画した経営体の名簿を添付すること。

様式第2号（第5条、第6条関係）

収 支 予 算（ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
(1) 町 補 助 金	円	
(2) そ の 他	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
	円	
	円	
計	円	

3 添付書類 事業実績書には、補助対象経費に係る費用明細書及び領収書等の支払を証明する書類の写しを添付すること。